

久留米市 中小企業融資のご案内

久留米市では、中小企業者の皆様が必要とされる資金の調達を応援し、経営発展の支援を行っています。

5. 利子補給と保証料補給

久留米市内の中小企業の皆様の負担を軽減する取組みとして、信用保証料と支払利子をそれぞれ助成する制度があります。

制度名	対象資金	対象借入額	補給額	申請時期(注3)
保証料補給	上記参照	350万円以内	信用保証料全額(注1)	保証料支払日から3ヶ月以内
利子補給(注2)	緊急経営支援、新事業展開支援(一部)、新規開業、販わい創出支援	限度なし	借入れ後1年間の支払利子の全額(延滞利子分除く)	融資実行日から1年経過後

(注1) 経営安定資金(小口資金、小規模企業者振興資金、短期安定資金)は、借入期間を5年とした場合の信用保証料額を限度額とします。

(注2) ・緊急経営支援資金、新規開業資金、販わい創出支援資金からの借換資金は、利子補給の対象となりません。
 ・新事業展開支援資金の利子補給対象は、事業内容が次のいずれかに該当するものに限り、
 ・高度医療関連産業 ・ハイオ、食品加工関連産業 ・自動車、産業機械関連産業 ・低炭素型社会貢献産業
 ・海外ビジネス展開事業 ・新たな雇用の創出

(注3) 申請書等は、保証料補給は金融機関、利子補給は久留米市からお渡しします。指定された期日までに申請しなければ、補助は受けられません。

6. 緊急経営支援資金の認定

- (1) 緊急経営支援資金の認定にかかる必要な書類
- 「一般枠」
(次のうちいずれかの資料)
 ・セーフティネット保証の認定書
 ・最近3ヶ月及び前年同期の売上が確認できる帳簿等
 - 「経済対策特別枠」
直近の事業所税の申告書(控え)
 - 「災害復旧枠」
り災証明書
- *印鑑(個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印)をご準備ください。
- (2) 認定窓口 商工政策課(市役所11階)または各総合支所産業振興課
- (3) その他 認定申請書は、市HPからダウンロードできます。
- ※事業所税は、「資産割」と「従業者割」から構成され、免税点を超過すれば、課税対象となります。
 (資産割の免税点) 久留米市内に所在する事業所等の床面積を合計した延床面積が1,000㎡以下
 (従業者割の免税点) 久留米市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下

7. 新事業展開支援資金・販わい創出支援資金の認定

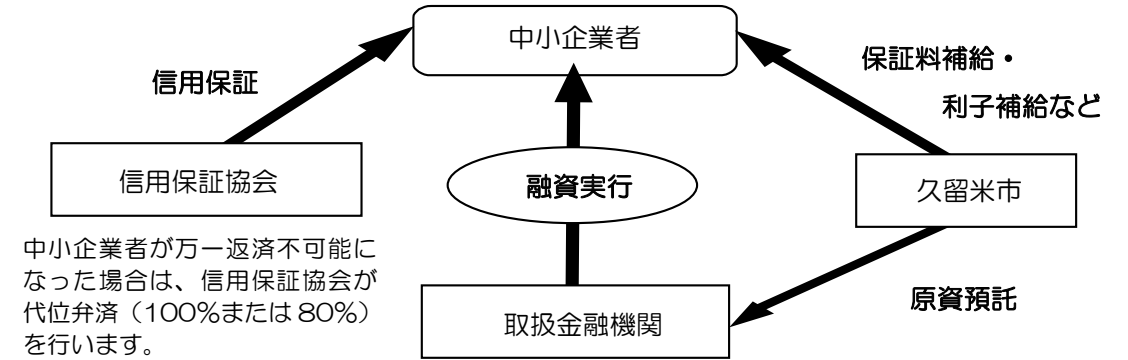
- 認定にかかる必要な書類
- 融資対象事業所申請書
 - 事業計画書
 - 見積書など
- ※ご利用の方は、事前に市にご相談ください。

8. 久留米市融資制度の相談窓口(まずはお気軽にご相談ください)

●久留米市商工政策課	TEL 30-9133	FAX 30-9707
新産業創出支援課	TEL 30-9136	FAX 30-9707
産業振興課 田主丸総合支所	TEL 0943-72-2110	FAX 0943-72-3819
北野総合支所	TEL 78-3569	FAX 78-3377
城島総合支所	TEL 62-2115	FAX 62-3732
三瀬総合支所	TEL 64-2315	FAX 65-0957
●久留米商工会議所経営支援課	TEL 33-0213	FAX 33-0933
●久留米南部商工会	TEL 64-3649	FAX 64-4850
●久留米東部商工会	善導寺事務所 TEL 47-1231 FAX 47-0823	
	北野事務所 TEL 78-3311 FAX 78-4873	
●田主丸町商工会	TEL 0943-72-2816	FAX 0943-73-0313

1. 久留米市中小企業融資のしくみ

この制度は、久留米市内の中小企業の皆様の経営の安定にお役立ていただくことを目的として、久留米市と福岡県信用保証協会及び取扱金融機関との相互協力により成り立っています。



2. ご利用要件

- 久留米市内に事業所を有する中小企業者であること
- 信用保証協会の保証対象業種であること
- 市税を完納していること
- 特定非営利法人(NPO法人)も利用可能(但し利用できる制度や必要書類が異なりますので必ず事前に市にご相談ください)

暴力団または暴力団員が関与する中小企業者は、融資の利用ができません

3. お申し込みに必要な書類(チェックリストとしてご利用ください)

個人事業の方	法人事業の方
<input type="checkbox"/> 信用保証協会全国統一申込書式 1部	<input type="checkbox"/> 信用保証協会全国統一申込書式 1部
<input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書 1通	<input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書 1通
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し 1通 ※3ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し 1通 ※3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し(2期分) 1部	<input type="checkbox"/> 決算書(2期分)・残高試算表 1部
<input type="checkbox"/> (設備資金の場合) 見積書 1部	<input type="checkbox"/> 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
<input type="checkbox"/> (許認可を必要とする業種の場合) 許認可証の写し 1部	<input type="checkbox"/> (設備資金の場合) 見積書 1部
<input type="checkbox"/> (緊急経営支援資金・新事業展開支援資金・販わい創出支援資金の場合) 認定書 1部	<input type="checkbox"/> (許認可を必要とする業種の場合) 許認可証の写し 1部
<input type="checkbox"/> (新規開業資金の場合) 所得証明書 1部	<input type="checkbox"/> (緊急経営支援資金・新事業展開支援資金・販わい創出支援資金の場合) 認定書 1部
<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類	<input type="checkbox"/> (新規開業資金の場合) 所得証明書 1部
	<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類

4. 久留米市中小企業融資制度一覧

制度名		使 途	限度額	利率 ※2	借入期間 (据置)	保証料率	保証人	要件 ※1	申込場所	指定金融機関	保証料 補給	利子 補給
①長期事業資金		設 備 運 転	5,000万円	1.7% (1.5%)	運転7年 設備10年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課			
経 営 安 定 資 金	②小口資金	設 備 運 転	2,000万円	1.6% (1.4%)	7年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行	○	-
	③小規模企業者 振興資金		2,000万円	1.3%		0.5~ 1.12%						
	④短期安定資金	運 転	2,000万円	1.5% (1.3%)	1年	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	特に緊急に必要と認められる資金				
緊 急 経 営 支 援 資 金	⑤一般枠	運 転 (限定付で設備資金)	1,000万円	1.46% (1.26%)	7年 (1年)	0.45~ 0.84%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①~③いずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定を受けた方 ②最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した方 ③災害等の発生により被害を受けた方(限定付で設備資金の申込可)	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	○	○
	⑥経済対策特別枠	運 転	1,000万円					事業所税が課税されている方(事業所税が全額減免される方は除く)				
	⑦危機関連枠	設 備 運 転	1,000万円	1.26%		0.57%		中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定を受けた方				
	⑧災害復旧枠	設 備 運 転 (復旧に必要な資金)※3	1,000万円	0.8%		0%		次のいずれかに該当する資金 ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害を受け、事業の復旧に必要な資金 ②「災害救助法」の適用を受け、事業の復旧に必要な資金 ①及び②と同等の災害と市長が認めた災害を受け、事業の復旧に必要な資金				
	⑨令和元年消費税 増税支援特別枠	運 転	1,000万円	1.26%		7年 (1年)		0.45~ 0.84%				
⑩新事業展開支援資金		設 備 (汎用性の高いものを除く)	5,000万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①と②いずれかに該当する方 ①新商品等の開発または生産を行う方 ②1年以上同一事業を行っている方で、新たな分野への進出(日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う方	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	-	○ (一部)
⑪都心部・地域商業 賑わい創出支援資金		設 備 (1)店舗の新・改装費 (2)商店街整備事業に 必要な資金	(1)3,000 万円 (2)5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	(1)小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する方 ①都市計画区域における商業地区で営業する方 ②久留米市地域商業等活性化出店促進事業費の補助対象区域で営業する方 (2)協同組合など	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	○	○
⑫新規開業資金		設 備 運 転	2,000万円	1.26%	10年 (1年)	0%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①と②すべてに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、市内で貸付実行日から1ヶ月(会社は2ヶ月)以内(特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書のある場合は6ヶ月以内)に開業する具体的な計画がある方、または申込時点で開業後6ヶ月未満の方 ②別に定める創業塾等を融資申込の前日2年以内に受講し、かつ良好な成績で修了している方	久留米市 新産業創出支援課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	-	○
			1.16%	上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ・女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)の方(年齢は融資申込時点) ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書のある方 ・市外から転入し18ヶ月以内に融資申し込みを行う方、または、保証決定時点までに市外から転入した方								

※1 共通要件は以下のとおりです。
 (1) 久留米市内に事業所を有する企業者であること (2) 信用保証協会の保証対象業種であること (3) 市税を完納していること

※2 ()内の利率はセーフティネット保証1~6号、危機関連保証利用時に適用されます。

※3 既存借入の借換はできません。ただし、緊急経営支援資金(災害復旧枠)からの借換は除きます。

□■ 返済条件緩和措置 ■□
 資金繰りに支障が生じている中小企業者を対象に、久留米市の制度融資(新事業展開支援資金、賑わい創出支援資金を除く)の返済条件を緩和しています。
 1. 最長返済期間の延長 最長2年(短期安定資金は最長1年間)
 2. 元金返済猶予措置 最長2年(短期安定資金は最長1年間)
 両方組み合わせることも可能です。資金を利用している金融機関にてお申込ください。